

地方独立行政法人たつの市民病院機構定款

平成31年3月22日

議決

改正 令和元年12月26日議決

目次

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 役員及び職員（第7条～第12条）

第3章 理事会（第13条～第16条）

第4章 業務の範囲及びその執行（第17条～第19条）

第5章 資本金、出資及び資産（第20条・第21条）

第6章 雑則（第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、地域住民に救急医療及び高度医療をはじめとした医療を提供するとともに、地域の医療機関及びたつの市と連携して、住民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人たつの市民病院機構（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、たつの市とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人の事務所の所在地は、たつの市御津町中島1666番地1とする。

（法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第6条 法人の公告は、法人の事務所の掲示場に掲示して行う。

第2章 役員及び職員

（役員）

第7条 法人に、次の役員を置く。

- （1） 理事長 1人
- （2） 理事 4人以内
- （3） 監事 2人以内

2 法人には、副理事長を置かないものとする。

(役員職務及び権限)

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 3 理事は、理事長があらかじめ定める順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、たつの市規則（第6項第2号において「規則」という。）で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 5 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 6 監事は、法人が次に掲げる書類をたつの市長（以下「市長」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。
 - (1) 法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類
 - (2) その他規則で定める書類
- 7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は市長に意見を提出することができる。

(役員任命)

第9条 理事長及び監事は、市長が任命する。

- 2 理事は、理事長が任命する。

(役員任期)

第10条 理事長の任期は任命の日から当該任命の日を含む法第25条第2項第1号に規定する中期目標の期間の末日までとし、理事の任期は2年とする。ただし、補欠の役員（監事を除く。）の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 監事の任期は、理事長の任期（補欠の理事長の任期を含む。以下この項において同じ。）に対応して定めるものとし、任命の日から当該対応する理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日（法第34条第1項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日をいう。）までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 役員は、再任されることができる。

(役員解任)

第11条 市長又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が法第16条の規定により役員となることができないものに該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

- 2 市長又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、又はその他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

できる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか、市長又は理事長は、それぞれの任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき、その役員を解任することができる。

4 理事長は、前2項の規定により、理事を解任したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(職員に関する事項)

第12条 法人の職員は、理事長が任命する。

2 法人の職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

第3章 理事会

(理事会の設置及び構成)

第13条 法人に理事会を置き、理事長及び理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第14条 理事会は、理事長が必要と認める場合に招集する。

2 理事長は、理事会の構成員（理事長を除く。）の3分の1以上の者又は監事から理事長に対して会議の目的たる事項を記載した書面を付して理事会の招集の要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(理事会の議決事項)

第15条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項

(2) 年度計画に関する事項

(3) 予算の作成及び決算に関する事項

(4) 理事会が定める重要な予算の執行に関する事項

(5) 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(6) 法人の規程の制定又は改廃に関する事項（理事会が定める軽易な改廃を除く。）

(7) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

(理事会の議事)

第16条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、理事会の構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第4章 業務の範囲及びその執行

(病院等の設置)

第17条 法人が設置し、運営する病院その他施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
たつの市民病院	たつの市御津町中島1666番地1
介護老人保健施設ケアホームみつ	たつの市御津町中島1666番地1
訪問看護ステーションれんげ	たつの市龍野町富永1005番地1
たつの市居宅介護支援事業所	たつの市龍野町富永1005番地1
室津診療所	たつの市御津町室津288番地1

(業務の範囲)

第18条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に関する従事者の研修を行うこと。
- (4) 医療に関する地域への支援を行うこと。
- (5) 人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること。
- (6) 災害時における医療救護を行うこと。
- (7) 介護事業を行うこと。
- (8) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第19条 法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

第5章 資本金、出資及び資産

(資本金等)

第20条 法人の資本金は、法第66条の2第1項の規定により、たつの市から法人に対し出資されたものとされる金額とする。

2 法第66条の2第1項に規定する承継される権利に係る財産のうち土地及び建物については、別表に掲げるものとする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第21条 法第88条第2項に規定する残余財産があるときは、当該残余財産は、たつの市に帰属する。

第6章 雑則

(規程への委任)

第22条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

別表（第20条関係）

1 土地

所在地	面積 (m ²)
たつの市御津町中島字西前田1666番1	11,165.29
たつの市御津町中島字西前田1666番6	82.00
たつの市御津町中島字西前田1677番1	180.00
たつの市御津町中島字西前田1677番2	552.00
たつの市御津町中島字西前田1677番3	7.34
たつの市御津町朝臣字宮ノ前39番4	54.00
たつの市御津町朝臣字宮ノ前39番6	68.00
たつの市御津町朝臣字五反田41番1	1,109.00
たつの市御津町朝臣字五反田41番5	198.25

2 建物

施設名	所在地	延床面積 (m ²)
たつの市民病院病院棟	たつの市御津町中島1666番地1	8,118.24
たつの市民病院附属棟	たつの市御津町中島1666番地1	37.67
ケアホームみつ入所棟	たつの市御津町中島1666番地1	1,184.97
ケアホームみつ通所棟	たつの市御津町中島1666番地1	217.55
ケアホームみつ管理棟	たつの市御津町中島1666番地1	92.64
倉庫	たつの市御津町朝臣41番地5	192.28